

令和3年10月 川 越 市

川 越 市 行 財 政 改 革 推 進 計 画

計 画 期 間

令和 3 年度 ~ 令和 7 年度



目次

1	はじめに.....	1
2	計画策定の背景.....	2
(1)	これまでの取組.....	2
(2)	今後の川越市の課題.....	2
(3)	本市の財政状況の分析.....	4
(4)	今後の財政見通し.....	20
(5)	今後の行財政改革の取組.....	22
3	計画の基本体系.....	23
(1)	計画策定の趣旨.....	23
(2)	計画期間.....	23
(3)	計画目標.....	24
(4)	基本項目及び実施項目等の体系.....	25
(5)	計画の構成と進捗管理.....	26
4	行財政改革推進計画.....	27
	基本項目 1 市独自事業の抜本的な見直し.....	28
	基本項目 2 投資的経費の抑制.....	29
	基本項目 3 公共施設の管理運営経費の縮減.....	29
	基本項目 4 総人件費の抑制.....	30
	基本項目 5 歳入の確保.....	31
	巻末参考資料.....	32

※本計画に掲載している各グラフにおける構成比については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

1 はじめに

将来にわたり安定的に市民サービスを提供するため 持続可能な行財政運営の実現を目指します

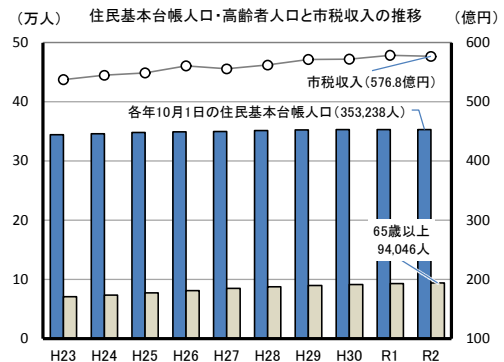
本市では、まちづくりの指針となる川越市総合計画を着実に推進するため、平成 21 年度から中期財政計画を策定し、将来の収支見通しを踏まえた計画的な行財政運営に努めてきました。

この 10 年間、本市の人口は緩やかに増加するとともに少子高齢化が進行する中、市民ニーズやさまざまな行政課題に迅速に対応するため、国の法令に基づく事務以外にも市独自の取組等を展開してきました。

行政サービスの提供に必要な財源は、市町村の場合、住民税や固定資産税などの収入が中心で比較的安定していることが特徴ですが、近年、本市は市民ニーズや行政課題へ積極的に対応してきたことにより、毎年度の経常的な収入を超えて事業を実施している状況となっています。その結果、不況や災害時など不測の事態への備えである財政調整基金の取り崩しが続き、その残高は平成 26 年度末から令和元年度末までの 5 年間で 30 億円近く減少しています。

今後、市の収入は、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の低下や雇用情勢の悪化により、市税収入の見通しが不透明となる一方、支出に関しては、介護や医療等の社会保障関係経費の拡大とともに、公共施設の老朽化への対応や安心安全なまちづくりなどの課題にも対応していく必要があります。

そのため、選択と集中による事務事業の見直しや積極的な歳入の確保等、抜本的な行財政改革に計画的に取り組んでいくため、「川越市行財政改革推進計画」を策定することとしました。本市が将来にわたり安定的に市民サービスを提供し、持続可能な行財政運営を行うため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



【この 10 年間で本市が行ってきた主な取組等】

- 子育て支援……民間保育所等整備「定員数 3,141 人（H23）⇒5,784 人（R2）」、児童発達支援センター整備
- 教育……小中学校普通教室へのエアコン整備（H28～H30）、菅間第二学校給食センター整備
- 都市基盤……川越駅西口駅前広場整備、西口デッキ延伸、新河岸駅周辺地区整備、なぐわし公園ピコア整備
- 市民生活……ウェスタ川越整備、新斎場整備
- 災害対応……平成 29 年台風第 21 号対応、令和元年東日本台風対応

2 計画策定の背景

(1) これまでの取組

本市は、高度経済成長期に人口の急増とともに都市化が進み、新しい市域に工業団地、住宅団地が次々に造成され、首都東京の近郊都市として発展してきました。また、学校や保育所等の公共施設や道路、上下水道等のインフラ施設といった社会資本を昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて集中的に整備するとともに、さまざまな事業を展開することで市民サービスの向上にも努めてきました。

近年では、社会経済状況の変化や新たな市民ニーズなどに対応するため、民間保育所等の整備、こども医療費の通院助成の拡大、デマンド型交通の運行などの施策や資源化センター、ウェスタ川越、新斎場等の整備、小中学校普通教室へのエアコン設置などを実施してきたところです。

(2) 今後の川越市の課題

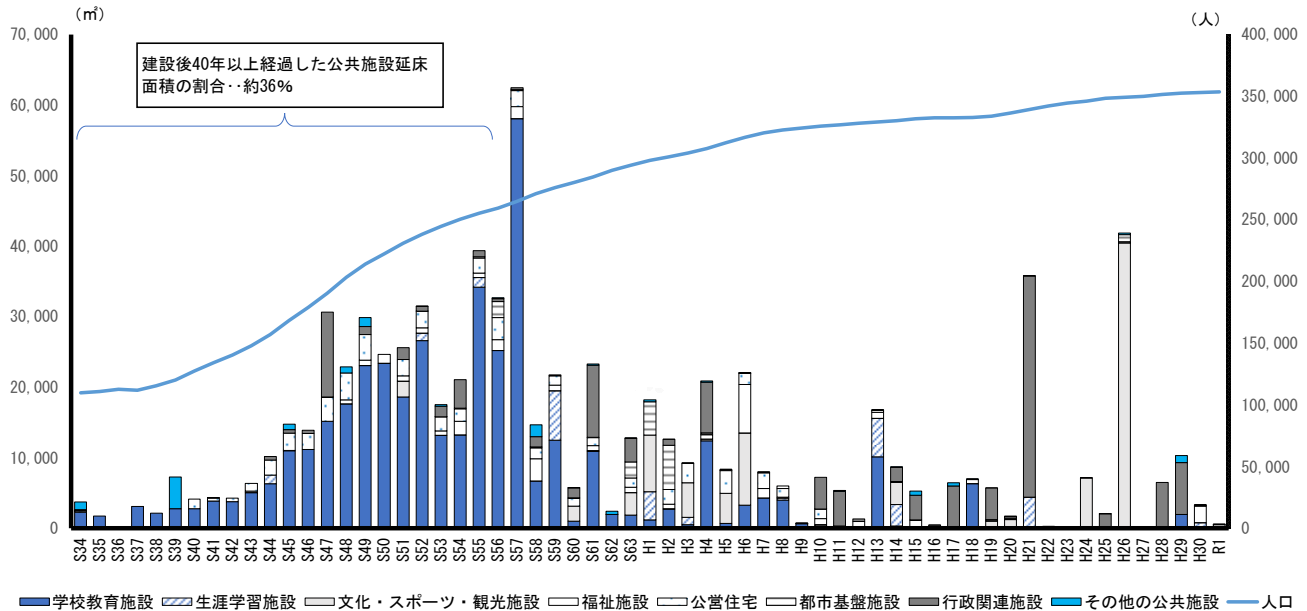
本市の人口はこれまで増加傾向にありましたが、今後はしばらく横ばいの状況が続き、その後減少に転じる見込みとなっています。また、少子高齢化はさらに進行し、高齢者が増える一方で、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は大きく減少していくことが予想されています。

こうした人口構造の変化は、市の歳入を支えている市税収入の減少や介護や医療等の社会保障関係経費の増加など、市の財政にも大きな影響を及ぼすと考えられます。加えて、高度経済成長期に整備した社会資本が竣工後 40 年を経過し、多くの施設が老朽化を迎えることとなり、その維持・更新に多額の費用が見込まれています。

また、近年、本市では平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風により、大きな被害が発生しています。今後も地球温暖化に起因すると言われている気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害や、今後 30 年以内には 70% の確率で発生が予想されている首都直下地震などに備えるため、災害に強いまちづくりの推進も急務となっています。

■築年度別公共施設延床面積と人口の推移

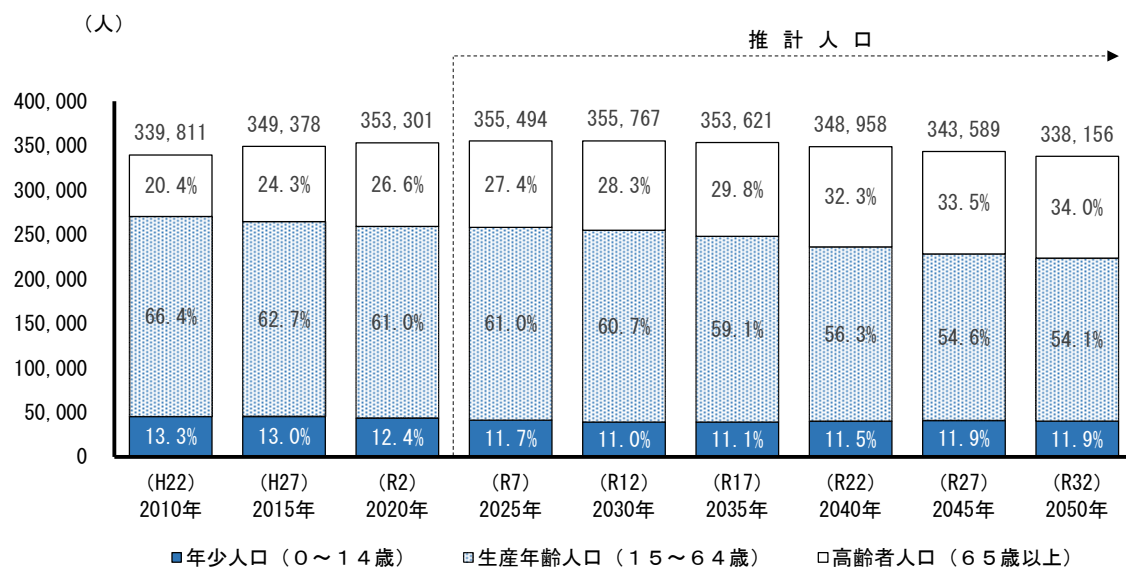
昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて多くの社会資本を短期間に集中して整備してきた結果、この時期に整備した施設などが竣工後 40 年を経過し、老朽化が進んでいます。



出典：第四次川越市総合計画後期基本計画より（人口の推移は本計画で追加）

■年齢3区分別人口の推移

2010 年（平成 22 年）は 5 人に 1 人が高齢者でしたが、2020 年（令和 2 年）に 4 人に 1 人となり、2045 年（令和 27 年）には 3 人に 1 人が高齢者となる見込みです。



出典：2020 年までは住民基本台帳人口（各年 1 月 1 日）、2025 年以降は市推計

(3) 本市の財政状況の分析

① 歳入の状況

本市の歳入について、平成 22 年度から令和元年度までの決算状況をみると、歳入全体では 984.4 億円から 1,125.7 億円へと増加傾向にあります。主な歳入では、歳入の根幹となる市税は、個人市民税や固定資産税が堅調に推移したことなどにより 526.7 億円から 578.9 億円へ緩やかに増加傾向にあります。

地方交付税は、市税や地方消費税交付金の増加傾向を反映した基準財政収入額の増等により普通交付税は減少傾向にあったものの、令和元年度からは基準財政需要額の増等により増加に転じています。

国庫支出金や県支出金については、近年の傾向として、国や県が応分の負担をしている扶助費の増加の影響などにより、全体的に増加傾向にあります。

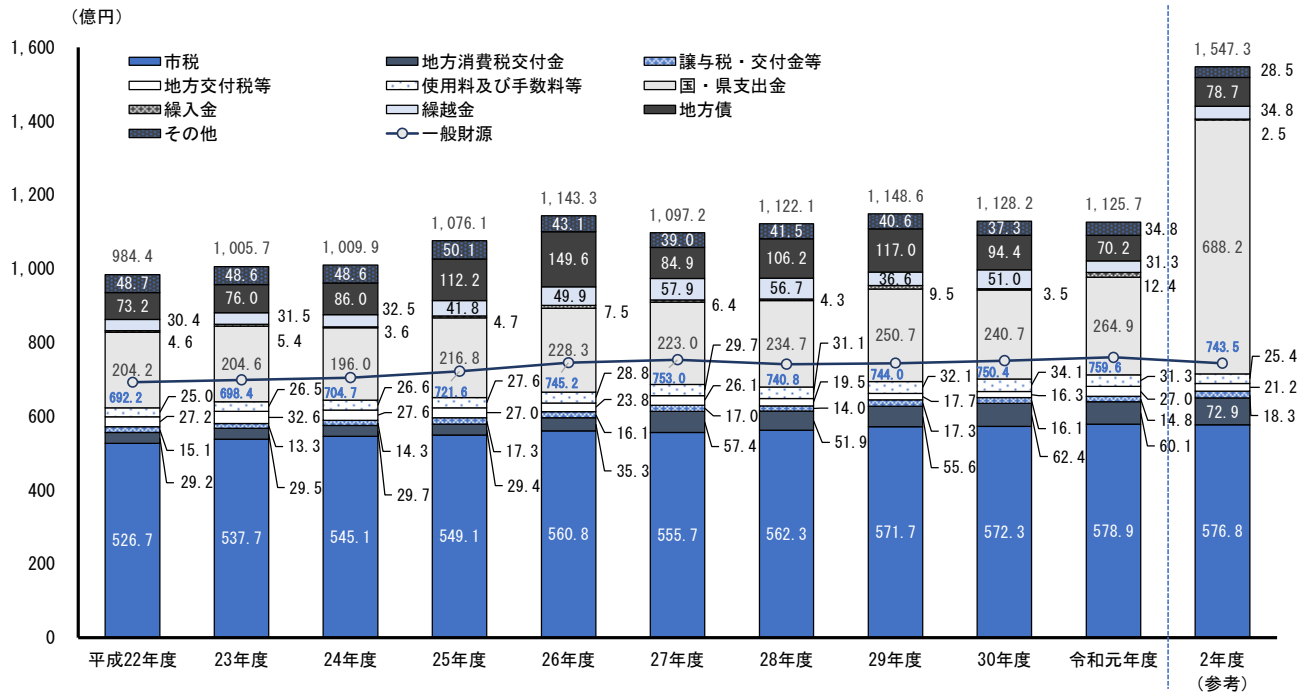
市債については、市債を活用する投資的経費の増減により各年度で大きく変動しています。

● 一般財源の状況

財源の使途が特定されず、人件費、公債費、補助事業の市負担分、市独自事業の経費などに充てられる財源を「一般財源」といい、主に「市税」、「譲与税・交付金等」、「地方交付税等」が該当します。令和元年度は 759.6 億円で平成 22 年度と比較すると 67.4 億円増加しており、近年は緩やかな増加傾向となっています。

■歳入決算額の推移（普通会計）

歳入全体が増加傾向の中、特に根幹となる市税収入は景気回復に伴い、緩やかな増加傾向となっています。また、使途が特定されない一般財源も同様に増加傾向にあります。



※譲与税・交付金等 … 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税・自動車取得税交付金、自動車税環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金、法人事業税交付金

※地方交付税等 … 地方特例交付金、地方交付税

※使用料及び手数料等 … 使用料及び手数料、分担金及び負担金

※その他 … 財産収入、寄附金、諸収入

② 歳出の状況

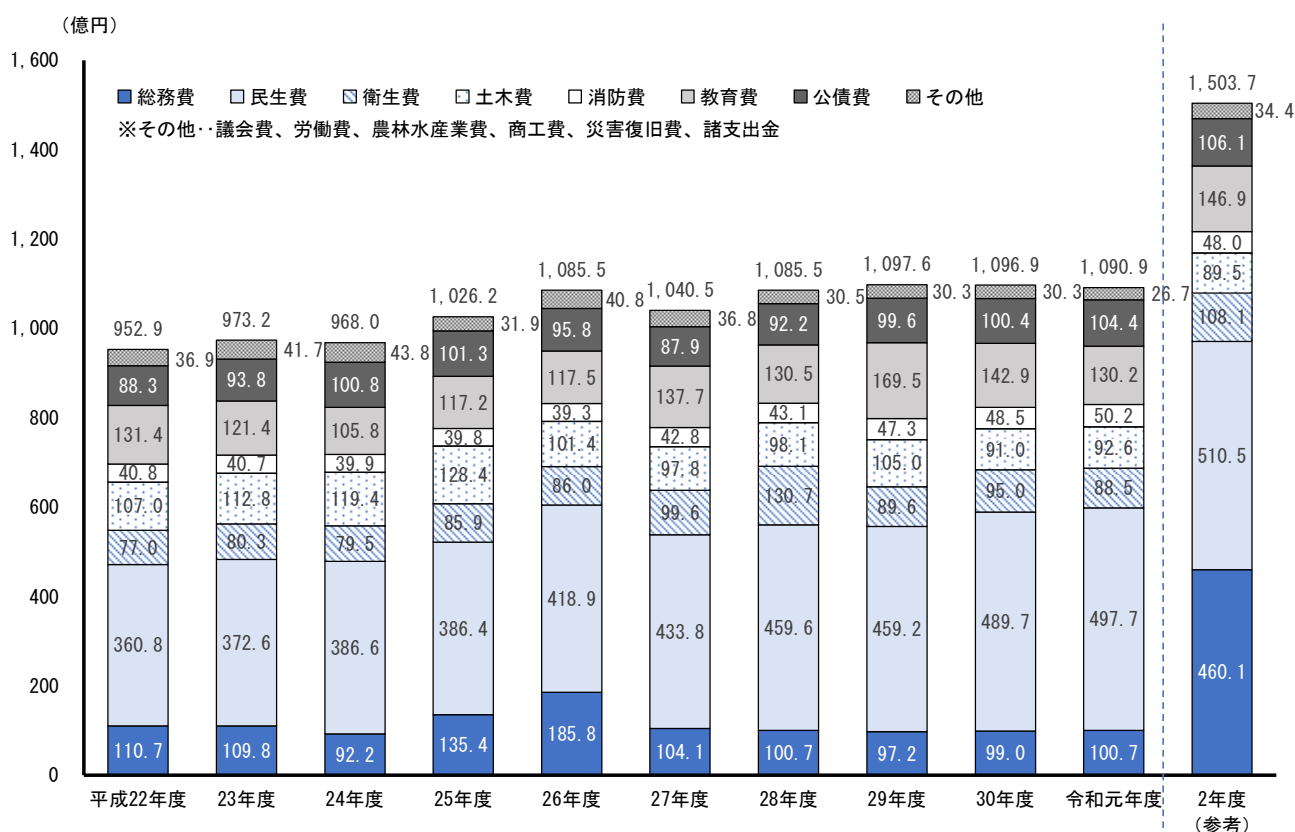
本市の目的別歳出について、平成 22 年度から令和元年度までの決算状況をみると、歳出全体では 952.9 億円から 1,090.9 億円へと増加傾向となっています。

主な項目では、民生費が少子高齢化への対応等により 360.8 億円から 497.7 億円へ大きく増加しています。歳出全体に占める割合も、平成 22 年度の 38%から令和元年度の 46%に拡大している状況です。

また、公債費については、近年、本市の長期的な課題であった駅周辺整備、文化施設、斎場、学校給食センターなどの公共施設の整備に集中的に取り組んだことや、地方交付税の振替である臨時財政対策債の影響により、平成 30 年度以降、再び 100 億円を超える状況となっています。

■目的別決算額の推移（普通会計）

歳出全体は増加傾向で推移しています。歳出は少子高齢化への対応により民生費が大きく増加していることや、公債費も平成 30 年度以降、100 億円を超える状況が続いています。



●ワンポイント（１） 令和２年度決算（見込み）の状況

本計画では、基本的に平成 22 年度から令和元年度までの決算状況に関して、その傾向や増減理由等の分析を行っているところですが、令和 2 年度決算（見込み）の状況について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特異な状況も踏まえて説明します。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした国の財政支援を受け、医療提供体制の整備、感染症対策、市民生活・地域経済に対する支援など、さまざまな対策を講じてきました。その結果、令和 2 年度の普通会計決算では、特別定額給付金等の新型コロナウイルス対策に関連した国庫支出金が大幅に増加したことなどにより、歳入・歳出ともに過去最大となりました。

- ・ 歳入 1,547.3 億円（対前年 37.5%増）・・ P5 の図参照
- ・ 歳出 1,503.7 億円（対前年 37.8%増）・・ P6 の図参照

令和 2 年度の経常収支比率は 96.9%で、前年度の 99.8%から 2.9 ポイント改善しました。その要因としては次の項目が挙げられますが、事務事業の抜本的な見直しによるものではないため、一時的な改善ととらえられます。

- ①市税の減はあったものの、消費税率引上げの影響により地方消費税交付金が増となるなど、分母である「経常一般財源総額（地方税や地方交付税などの経常的な一般財源の収入）」が約 10 億円増加したこと。
- ②物件費、繰出金、公債費の増はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による各種イベントの中止や事業の縮小、受診控えによるこども医療費の減など、分子である「経常経費充当一般財源額（人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に充てられた一般財源額）」が約 9.3 億円減少したこと。

- ・（分子）経常経費充当一般財源 651.3 億円（対前年 2.9%減）・・ P14 の図参照
- ・（分母）経常一般財源総額 672.2 億円（対前年 1.5%増）・・ P14 の図参照

財政調整基金の令和 2 年度末現在高は約 30.6 億円となり、前年度末残高より 3.1 億円の増となりましたが、依然として不測の事態への備えとしては十分とはいえない状況です。

- ・ 財政調整基金残高 30.6 億円（対前年 3.1 億円増）・・ P19 の図参照

③ 本市の財政構造と一般財源の使途

本市では、住民の福祉の増進を図るため、地方自治体として「自治事務」と「法定受託事務」を処理しています。令和2年度予算を例に説明すると、令和2年度の一般会計当初予算（1,158億円）の一般財源（755億円）は、次の事務に係る本市負担分の財源として活用されています。

① 法律・政令に基づいて処理する「自治事務」

介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉の各種サービス、道路・公園の設置管理 など

② 法律・政令に基づいて処理する「法定受託事務」

国政選挙、国の指定統計、戸籍事務、生活保護 など

③ 自治体の任意で処理する「自治事務」

各種助成金等（こども医療費等）の交付、公共施設（文化施設、体育施設等）の設置管理 など

このうち、①と②の事務における標準的な事務経費や人件費は、地方交付税制度上「基準財政需要額」として算定され、国から財源が保障されています。

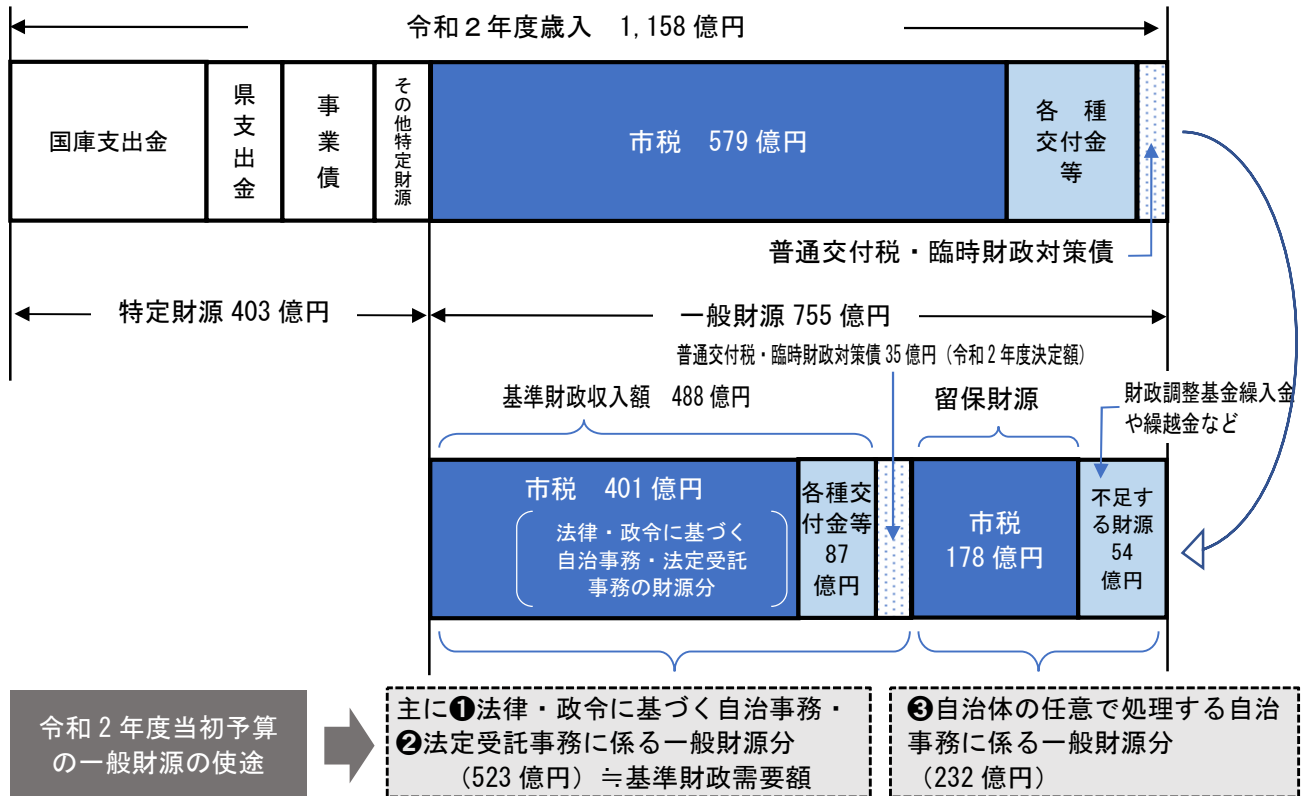
令和2年度一般会計当初予算において、①と②の事務に係る一般財源分は523億円と算定され、市税の原則75%（401億円）と各種交付金等（87億円）で賄われない部分については、普通交付税・臨時財政対策債など（35億円）によって財源が保障されています。

一方、③の事務に係る一般財源分は232億円ですが、その財源は市税の原則25%（178億円）で賄うこととなりますが、不足が生じているため、災害など不測の事態への備えである財政調整基金からの繰入金や前年度からの繰越金で穴埋めしている状況です。

近年本市では、さまざまな行政需要に応えるため、毎年度の経常的な収入を超え、多くの事業を展開してきましたが、本来、任意で処理する自治事務を実施するためには、既存事業の見直しや歳入の確保などを通じて財源を確保する必要があります。

■令和2年度当初予算における財源構成（イメージ）

自治体の任意で処理する「自治事務」の財源（232億円）のうち、約8割（178億円）は毎年度の税収で確保していますが、残り約2割（54億円）は財政調整基金繰入金や繰越金を活用せざるを得ない状況であり、近年、こうした行財政運営が常態化しています。



④ 本市の基準財政需要額と一般財源

令和２年度の川越市に交付された普通交付税をもとに、その算定の基礎となった基準財政需要額と実際に投入された一般財源を目的別（款別名称等）で比較すると、基準財政需要額（臨時財政対策債分を含む。）の５２３億円に対し、一般財源額は７５５億円で２３２億円超過しています。

款別等の事業費では、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費及び公債費で基準財政需要額を超過する額が大きくなっています。

■基準財政需要額と一般財源（令和２年度当初予算・款別等）

（単位：億円）

款 名 称 等	基準財政需要額	一般財源	差引額
議 会 費	5.1	6.6	△ 1.5
総 務 費	37.4	95.7	△ 58.3
民 生 費	197.6	249.2	△ 51.6
衛 生 費	57.6	103.2	△ 45.6
労 働 費	1.7	1.4	0.3
農林水産業費	3.0	5.0	△ 2.0
商 工 費	4.8	6.1	△ 1.3
土 木 費	27.3	43.0	△ 15.7
消 防 費	38.9	49.6	△ 10.7
教 育 費	54.9	85.6	△ 30.7
災害復旧費	0.0	0.0	0.0
公 債 費	49.9	107.0	△ 57.1
諸 支 出 金	0.0	1.7	△ 1.7
予 備 費	0.0	1.2	△ 1.2
その他の需要額	44.8	0.0	44.8
基準財政需要額	523.0	755.3	△ 232.3

※基準財政需要額は、臨時財政対策債へ振り替えた額や錯誤措置額を加減するため、令和２年度の最終的な基準財政需要額は５０２億円となります。

●ワンポイント（２） 「自治事務」・「法定受託事務」と財源との関係

法律・政令に基づいて処理する「自治事務」と「法定受託事務」は、地方交付税制度による財源保障や負担金・補助金などによる財源措置が講じられていますが、地方自治体が任意で処理する「自治事務」は、その財源を当該自治体の税收等で賄う必要があります。

① 法律・政令に基づいて処理する「自治事務」と財源

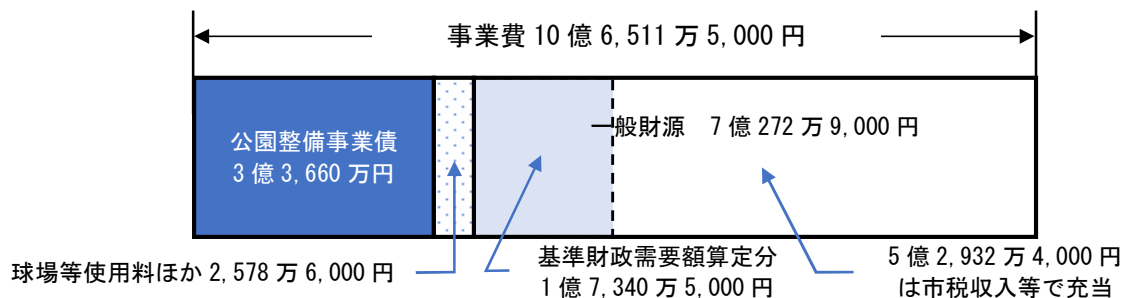
② 法律・政令に基づいて処理する「法定受託事務」と財源

法律・政令に基づき地方自治体に処理が義務付けられる「自治事務」や「法定受託事務」の場合は、国から一定の財源措置が講じられています。

地方財政制度では、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを全国の地方自治体が提供できるようにするための財政上のしくみとして「地方交付税制度」が設けられています。

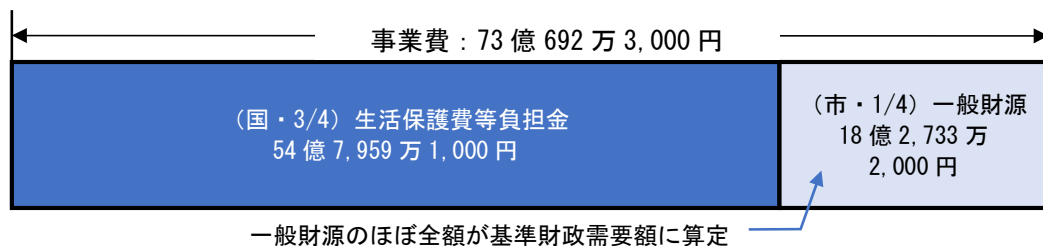
この制度では、法律・政令に基づく「自治事務」や「法定受託事務」のうち、地方自治体が負担する標準的な経費を基準財政需要額として算定し、財源を保障しています。

【例】令和２年度予算の公園の整備・管理に対する財源措置（職員人件費を除く。）



また、一部の「自治事務」や「法定受託事務」では、国等から負担金や補助金が交付されるものもあります。

【例】令和２年度予算の生活保護費（扶助費）に対する財源措置

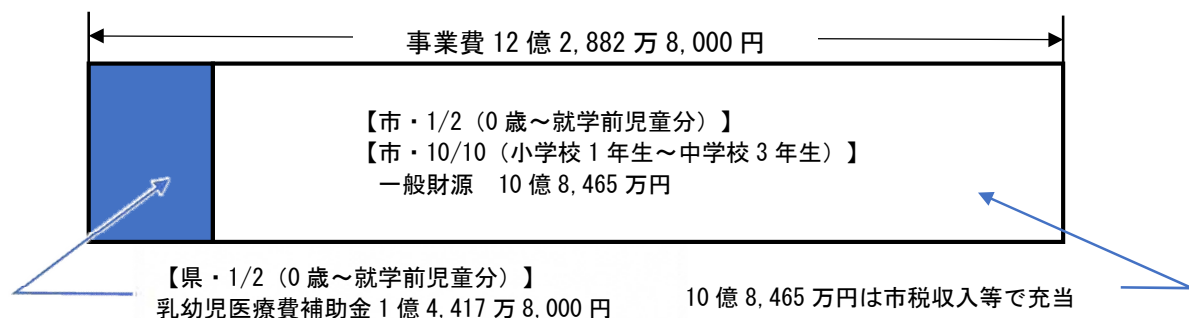


③ 自治体の任意で処理する「自治事務」と財源

法律・政令に基づかず地方自治体が任意で処理する「自治事務」（法律・政令に基づいて処理する「自治事務」の上乗せ・横出しの事務を含む。）の場合は、基本的に各地方自治体が徴収する税収等でその財源を確保しなければなりません。

次の図のように「こども医療費」の場合は、未就学児の医療費補助に対する県の補助金（補助率 1/2）はありますが、小学校 1 年生から中学校 3 年生までの児童生徒への医療費補助は、市税の留保財源などで賄われています。

【例】令和 2 年度予算のこども医療費に対する財源措置



●ワンポイント（3） 「自治事務」・「法定受託事務」と財源との相関図（イメージ）

財源における色の濃淡は、自治事務・法定受託事務における財源への関与の度合いを表し、色が濃い場合は、当該事務への財源としての関与が高いことを示しています。

③法律・政令に基づかず自治体の任意で処理する事務のうち「自治事務」	①法律・政令に基づき自治体に事務処理が義務付けられる事務のうち「自治事務」	②法律・政令に基づき事務処理が義務付けられる事務のうち「法定受託事務」
-----------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------



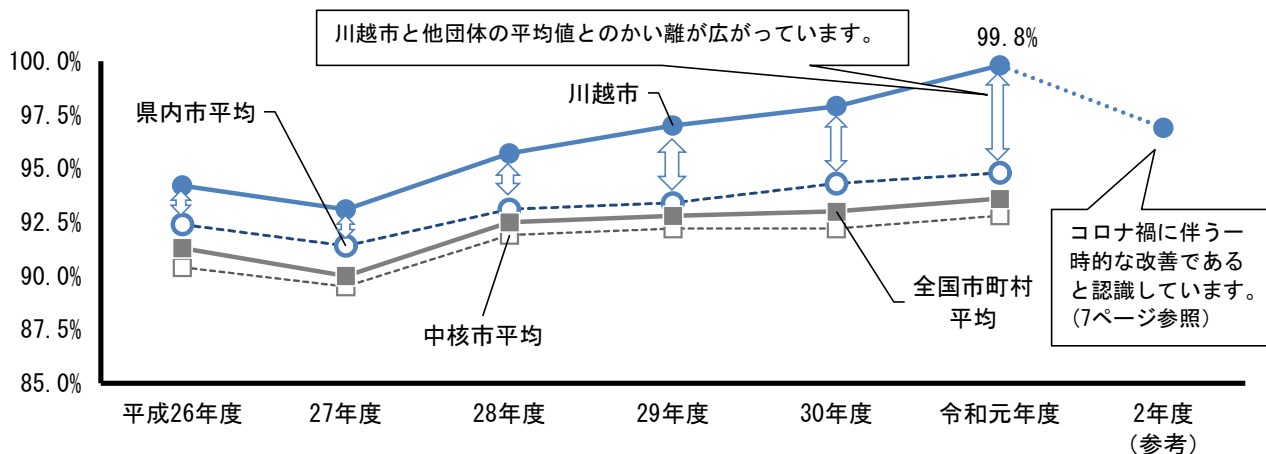
⑤ 経常収支比率の推移

自治体の財政状況を判断する上での重要な指標の一つに、「経常収支比率」があります。この経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費（経常経費充当一般財源額）に、地方税、地方交付税などの経常的な一般財源の収入（経常一般財源総額）がどの程度充てられているかを示しています。この比率が高まると財政構造の弾力性が失われ、災害などの臨時的な財政需要に対応することが困難となります。

川越市の経常収支比率は、令和元年度には99.8%にまで達しており、全国市町村平均（93.6%）、県内市平均（94.8%）、中核市平均（92.8%）を5ポイント以上上回っている状況となっています。

■経常収支比率の推移（市、中核市・県内市・全国市町村の平均別）

経常収支比率について、本市が平成28年度以降、他団体の平均値とのかい離が広がった理由は、民間保育所等整備などによる扶助費や公債費の増、文化施設、斎場、学校給食センターなどの整備運営による公債費や物件費の増などの影響によるものと考えられます。



【参考】経常収支比率の算式

$$\text{経常収支比率（％）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

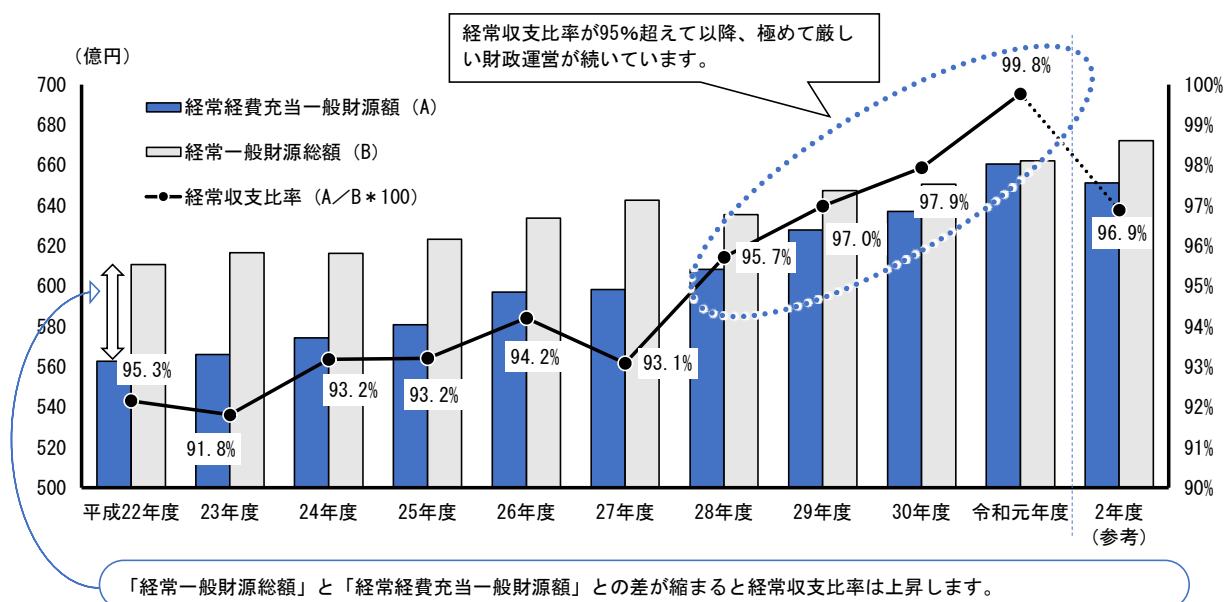
⑥ 経常収支比率が上昇した理由

本市の経常収支比率については、これまで上昇傾向で推移しています。これは経常収支比率の分母となる経常一般財源総額がこの10年間で市税収入等の増により約51.5億円増加したものの、分子となる経常経費充当一般財源は約97.8億円増加しており、分子の増が分母の増を上回ったことによるものです。

特に、平成28年度以降、経常経費の伸びを抑えることができず、令和元年度には99.8%に達しています。

■経常収支比率の推移（経常経費充当一般財源額、経常一般財源総額）

経常収支比率が上昇した原因は、算定上の分子となる経常経費充当一般財源額の増が、分母となる経常一般財源総額の増を上回ったためです。平成28年度以降は、経常収支比率が95%を超え、極めて厳しい財政運営が続いています。

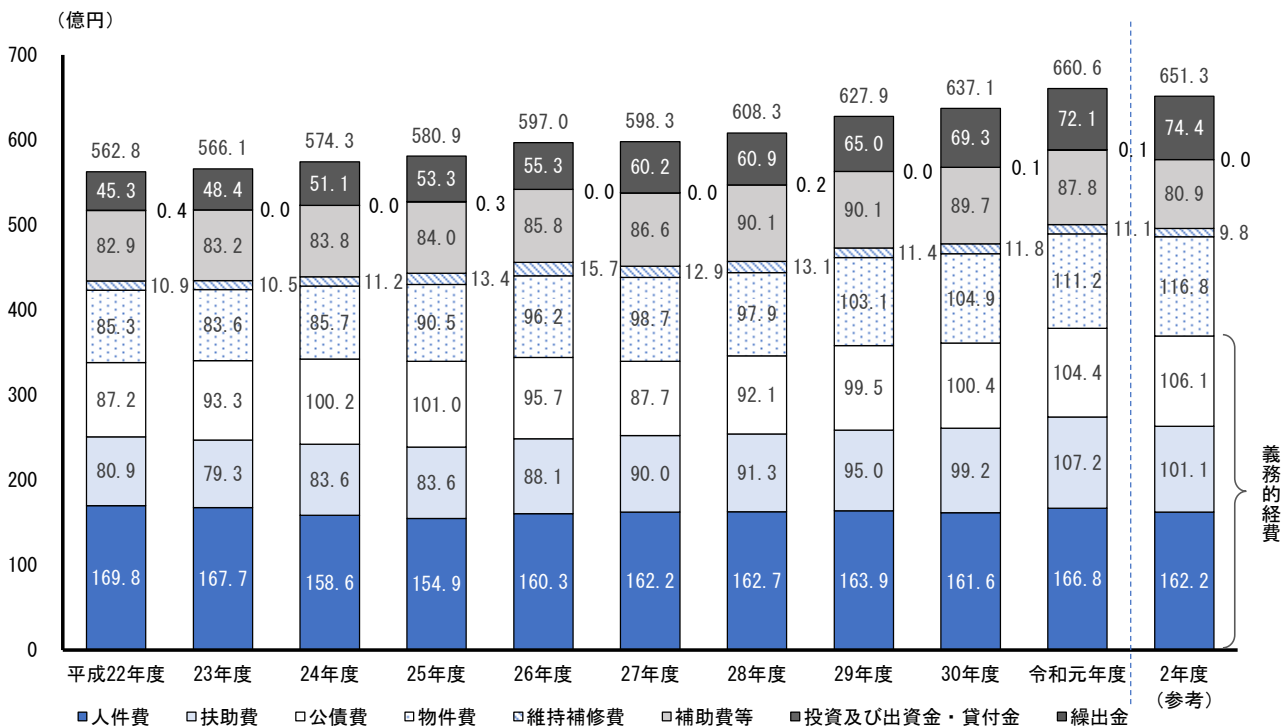


⑦ 経常経費の性質別状況

経常収支比率が上昇した主な要因である経常収支比率の分子となる経常経費充当一般財源額の推移をみると、令和元年度までの10年間で約97.8億円増加しており、そのうち極めて硬直性の高い義務的経費（人件費、扶助費、公債費の計）では約40.4億円増加しています。

■経常経費の推移（普通会計・一般財源）

経常収支比率の分子となる経常経費充当一般財源額の推移をみると令和元年度までの10年間で約97.8億円増加しています。主な性質別では、繰出金が約26.8億円、扶助費が約26.3億円、物件費が約25.9億円、公債費が約17.2億円の増加となっています。



●「人件費」について

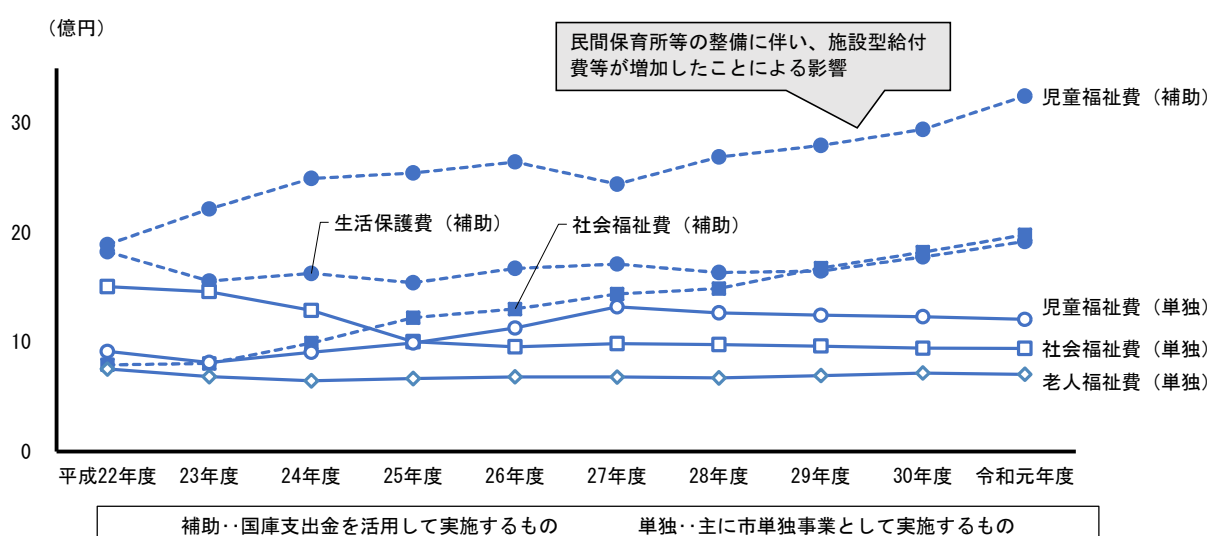
職員数については、平成22年度（2,373人）から令和元年度（2,313人）までに60人減少したことから、人件費全体では横ばいで推移しています。

●「扶助費」について

扶助費は、全体として増加傾向で推移しており、この10年間で約26.3億円増加しています。特に、民生費関係の扶助費の推移について、過去5年程度の状態をみると、児童福祉費や社会福祉費（障害者施策など）、老人福祉費の市単独事業分ではほぼ横ばいとなっているものの、児童福祉費や社会福祉費の補助事業分が増加傾向となっています。

■民生費関係扶助費の推移（普通会計・一般財源）

扶助費（民生費）の推移は、過去5年程度では、児童福祉費、社会福祉費、老人福祉費の市単独事業分は横ばいですが、児童福祉費及び社会福祉費の補助事業分は増加傾向です。



●「公債費」について

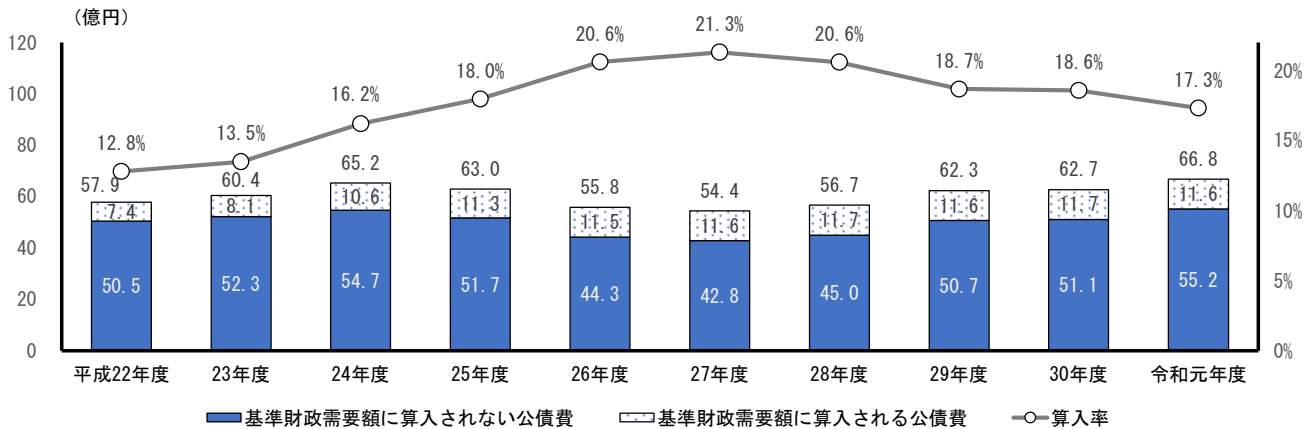
公債費は、本市の長期的な課題であった駅周辺整備、文化施設、斎場、学校給食センターなどの公共施設の整備を集中的に取り組んだことや、地方交付税の振替である臨時財政対策債の影響により、この10年間で約17.2億円増加しています。

臨時財政対策債等を除く建設事業債の推移をみると、基準財政需要額に算入される公債費に大きな変化はない一方で、基準財政需要額に算入されない公債費は、平成25年度以降は減少傾向であったものの、平成28年度以降、増加傾向となっています。

また、市債残高は、10年前と比較して約111.8億円増加し、1,000億円を超える状況になっており、特に平成26年度以降に残高が大きく増加しています。ここ数年では、分野別にみると民生債、衛生債、教育債が大きく増加しており、増加要因としては、民生債では子育て安心施設整備、児童発達支援センター整備、民間保育所等整備、衛生債では新斎場整備、教育債では小中学校普通教室へのエアコン設置、菅間第二学校給食センター整備となっています。

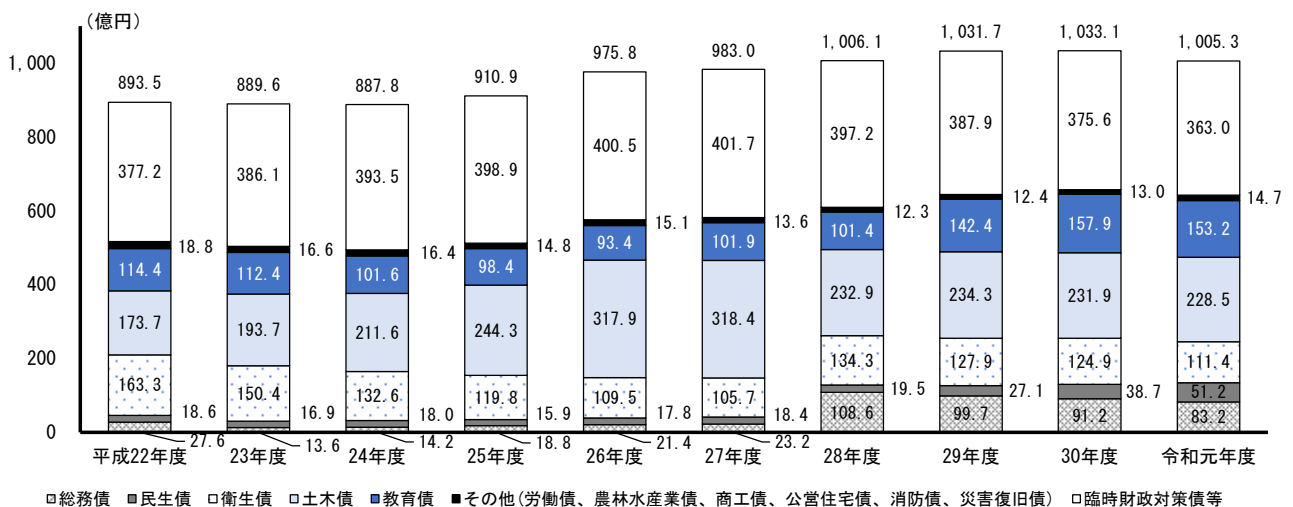
■公債費の推移（臨時財政対策債等を除く建設事業債のみ・一般会計）

臨時財政対策債等を除く建設事業債について、基準財政需要額に算入されない公債費は一時減少傾向であったものの、平成 28 年度以降増加傾向となっています。



■市債残高の推移（一般会計）

市債残高は平成 22 年度と比較して約 111.8 億円増加しており、1,000 億円を超える状況となっています。特に平成 26 年度以降に残高が大きく増加しています。



※平成28年度以降、地域振興ふれあい拠点施設建設に係る地方債残高86.9億円を土木債から総務債に区分変更しました。

■主な新施設等の整備年度

- 平成 25 年度…… 川越駅西口駅前広場
- 平成 26 年度…… 大東市民センター、ウェスタ川越
- 平成 27 年度…… 本庁舎耐震改修工事、本川越駅周辺地区整備
- 平成 28 年度…… 旧山崎家別邸、時の鐘耐震改修工事
- 平成 29 年度…… 新斎場、菅間第二学校給食センター、新河岸駅東西駅前広場
- 平成 30 年度…… 小中学校普通教室へのエアコン設置、笠幡駅駅前広場
- 令和元年度…… 民間保育所等整備、児童発達支援センター、防災行政無線デジタル化整備

●「物件費」について

物件費は、全体として増加傾向で推移しており、この10年間で約25.9億円増加しています。業務のシステム関連経費（約3億円）やがん検診の拡大（約1億円）の増のほか、主な要因としては、新たな施設の開設やごみ処理施設の経年による維持管理経費の増があります。

■主な施設等の維持管理経費の増

- ・なぐわし公園ピコア（新設） …… 令和元年度の指定管理料は約2.3億円
- ・ウェスタ川越（新設） …… 令和元年度の指定管理料は約2.5億円
- ・新斎場（新設） …… 令和元年度の維持管理経費は約1.9億円
- ・菅間学校第二学校給食センター（新設） …… 令和元年度の委託料は約5.1億円
- ・児童発達支援センター（新設） …… 令和元年度の維持管理経費は約0.9億円
- ・資源化センター（既設） …… 9年前と比較して維持管理経費が約4.7億円の増

※新設施設には既存施設の更新の場合もあり、ここには旧施設廃止による減額分は含まれていません。

●「補助費等」について

補助費等は、この10年間で約4.8億円増加し、約87.8億円となっています。全体の約半分を占める川越地区消防組合への負担金が5.2億円増加し、約45.4億円となったことが主な要因となっています。なお、同負担金については、そのうち約8割を人件費が占めています。

●「繰出金」について

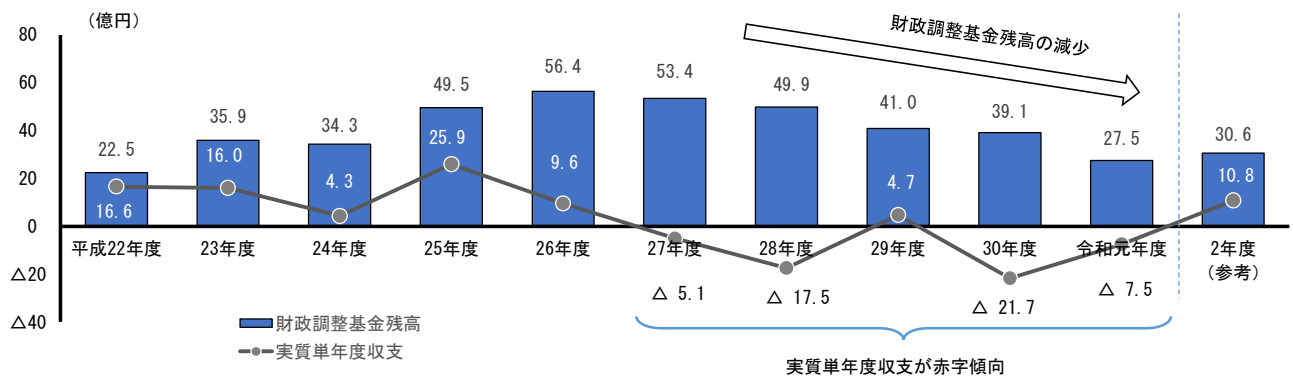
繰出金は、全体として増加傾向で推移しており、この10年間で約26.8億円増加しています。主な要因としては、高齢化の進行に伴うサービス給付量や医療費の増加に伴い、介護保険事業特別会計への繰出金や後期高齢者医療制度への負担金が増加しています。

⑧ 財政調整基金残高の推移

市の貯金にあたる財政調整基金残高は、平成 27 年度以降徐々に減少し、令和元年度末残高は約 27 億円となっています。また、年度ごとの収支を表した実質単年度収支は、近年、2 年連続赤字を 2 回経験しており、引き続き状況を注視していく必要があります。なお、財政調整基金残高について、中核市を対象に人口一人当たり残高で比較すると、本市は下から 4 番目となっており、他市に比べ非常に低水準となっています。

■財政調整基金残高及び実質単年度収支の推移（普通会計）

市の貯金にあたる財政調整基金残高は、近年、減少傾向であり、年度ごとの収支を表した実質単年度収支も 2 年連続赤字を 2 回経験しており、引き続き注視が必要な状況です。



■人口一人当たり財政調整基金残高【人口一人当たり残高順】（中核市・令和元年度末）

自治体名	基金残高 (百万円)	人口一人当たり 残高 (円)	自治体名	基金残高 (百万円)	人口一人当たり 残高 (円)	自治体名	基金残高 (百万円)	人口一人当たり 残高 (円)
1 豊田市	37,100	87,264	21 宮崎市	10,079	25,032	41 豊中市	6,035	14,774
2 福山市	21,973	46,855	22 いわき市	7,690	23,917	42 大津市	4,983	14,492
3 寝屋川市	10,141	43,766	23 下関市	6,178	23,681	43 鹿児島市	8,725	14,482
4 高槻市	15,117	43,006	24 福島市	6,561	23,674	44 山形市	3,472	14,173
5 松山市	18,600	36,377	25 八尾市	6,236	23,414	45 大分市	6,757	14,125
6 西宮市	17,558	36,251	26 佐世保市	5,567	22,295	46 豊橋市	5,261	13,940
7 長野市	13,408	35,671	27 倉敷市	10,731	22,253	47 秋田市	4,088	13,298
8 東大阪市	17,105	35,008	28 函館市	5,671	22,212	48 甲府市	2,496	13,284
9 郡山市	10,931	33,841	29 松江市	4,377	21,670	49 和歌山市	4,725	12,877
10 岡崎市	11,989	30,917	30 岐阜市	8,287	20,270	50 八戸市	2,822	12,388
11 柏市	12,722	29,939	31 鳥取市	3,759	20,105	51 高崎市	4,410	11,820
12 明石市	9,053	29,784	32 越谷市	6,609	19,182	52 旭川市	3,772	11,290
13 長崎市	12,163	29,209	33 八王子市	10,659	18,950	53 青森市	2,777	9,875
14 枚方市	11,357	28,317	34 高松市	7,943	18,596	54 高知市	2,836	8,658
15 宇都宮市	14,557	27,900	35 久留米市	5,634	18,454	55 川越市	2,749	7,780
16 呉市	5,937	26,805	36 前橋市	6,068	18,055	56 金沢市	2,592	5,731
17 盛岡市	7,727	26,786	37 富山市	7,353	17,684	57 奈良市	1,433	4,026
18 姫路市	14,315	26,708	38 船橋市	11,118	17,293	58 福井市	334	1,270
19 川口市	15,931	26,240	39 那覇市	5,331	16,555			
20 横須賀市	10,319	25,731	40 尼崎市	6,955	15,013	平均	8,639	22,637

(4) 今後の財政見通し

令和4年度から令和7年度までの中期の財政見通しにおいては、財源対策として各年度に財政調整基金からの繰入れと、繰越金（前年度剰余金）を10億円ずつ、あわせて20億円計上したとしても、このまま抜本的な改革を行わなければ、各年度の歳入から歳出を差し引くと、20億円から40億円程度の財源不足が生じるものと見込んでいます。

① 歳入の見通し

歳入の根幹をなす市税は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度においては減少するものの、令和4年度以降は、企業収益や個人所得の改善により、一定程度回復するものと試算しています。

地方消費税交付金は、令和3年度には消費の低迷による減少がみられるものの、令和4年度には消費の回復を見込み、その後は横ばいで推移するものと見込んでいます。

国・県支出金は、扶助費の増加や投資的経費に係る事業の実施状況に応じて緩やかな増加傾向で推移するものと試算しています。

これらのことから、歳入全体としては、増加傾向で推移するものと見込んでいます。

② 歳出の見通し

歳出のうち義務的経費の人件費は、職員退職手当が退職者の増減により変動するものの、会計年度任用職員人件費の増により、おおむね微増傾向で推移するものと試算しています。

扶助費は、少子高齢化に係る対応等により増加傾向で推移するものと試算しています。なお、令和5年度までは新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、生活保護費の増を見込んでいます。

公債費は、今後、川越駅東口駅前広場整備や東清掃センター大規模改修に係る市債の本格的な償還が開始されるものの、投資的経費全体の減により令和5年度以降は緩やかに減少に転じるものと試算しています。

これらのことから、義務的経費は増加傾向で推移するものと見込んでいます。

さらに、繰出金は、高齢化の進展などにより一般会計から介護保険事業特別会計等への繰出しが増加傾向で推移するものと試算しています。

以上のことから、歳出全体としては、増加傾向で推移するものと見込んでいます。

■一般会計歳入・歳出の財政見通し（令和４年度～令和７年度）

（単位：百万円）

歳入歳出項目		令和3年度 (当初予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	市税	54,514	57,092	57,279	56,850	57,063
	譲与税・交付金等	9,082	9,084	9,084	9,084	9,084
	地方交付税等	1,869	2,627	2,739	3,031	3,174
	国・県支出金	27,574	28,880	29,873	30,396	30,394
	使用料及び手数料等	2,962	2,962	2,962	2,962	2,962
	繰入金	3,579	1,454	1,539	1,409	1,359
	繰越金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	市債	8,416	7,604	7,152	7,781	8,284
	その他	3,073	2,640	2,640	2,640	2,640
	計	112,070	113,342	114,267	115,154	115,960
歳出	人件費	21,645	22,024	22,350	22,325	22,404
	扶助費	34,845	36,813	38,307	38,787	38,330
	公債費	11,307	11,262	10,791	10,744	10,082
	義務的経費計	67,796	70,099	71,447	71,856	70,817
	投資的経費	6,610	6,997	6,431	6,872	7,395
	物件費	16,910	17,675	17,852	18,030	18,211
	補助費等	9,467	9,494	9,731	9,880	9,450
	繰出金	10,457	10,768	11,092	11,416	11,740
	その他	830	918	939	961	983
	計	112,070	115,952	117,493	119,015	118,596
歳入歳出かい離額			△ 2,610	△ 3,226	△ 3,861	△ 2,636
義務的経費比率		60.5%	60.5%	60.8%	60.4%	59.7%

※端数処理により、積み上げと合計が一致しない場合や歳入合計と歳出合計の差引が歳入・歳出かい離額と一致しない場合があります。

※令和３年度は当初予算額、令和４年度以降は試算額となります。

※財源対策として、歳入において繰越金に1,000百万円、繰入金（財政調整基金）に1,000百万円を計上しています。

※譲与税・交付金等：地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金

※地方交付税等：地方特例交付金、地方交付税

※使用料及び手数料等：分担金及び負担金、使用料及び手数料

※歳入・その他：財産収入、寄附金、諸収入

※歳出・その他：維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金、予備費

(5) 今後の行財政改革の取組

① 財政運営の課題の整理

本市では、近年、堅調な歳入を背景として長期的な課題となっていた公共施設や都市基盤の整備に集中的に取り組んだことによって公債費や物件費が増加し、少子高齢化への対応により扶助費や繰出金も増加傾向となっています。また、さまざまな行政需要に応えるため、財源保障のない任意で行う事業も多く展開してきた結果、経常収支比率は上昇し、県内市平均などを大幅に上回る状況となりました。

本市の行財政運営については、基準財政需要額に算定されない財源保障のない経常経費に対して、その財源となる留保財源の範囲（市税の原則 25%）を大きく超えた財源が必要で、財政調整基金や繰越金で賄う状況となっています。財政調整基金残高は不測の事態への備えとしては十分とはいえない状況まで減少しています。

② 解決に向けた取組

新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入の見通しが不透明となる中、今後も社会保障関係経費は拡大することが見込まれています。また、公共施設の老朽化対応や災害に強いまちづくりなどの課題にも対応していく必要があります。

しかしながら、現状の財政調整基金残高では、このままの形で行財政運営を継続することは困難であり、抜本的に財政構造を見直すべき時期が来ていると考えます。

そのため、現在の経常経費の割合が非常に高く、実質単年度収支が赤字傾向となるような行財政運営を改善するため、具体的な数値目標を設定した上で、当面は、本市が任意で実施している事業等を中心に見直しを行い、さらには積極的な歳入確保等の行財政改革を進めていくことが必要となっています。

3 計画の基本体系

(1) 計画策定の趣旨

本市は、これまで時代の変化や社会ニーズの増大に対応するため、市の独自施策を展開し、市債も積極的に活用してさまざまな取組を実施してきましたが、このままの行財政運営を続けた場合、近い将来、財源不足に陥ることが見込まれ、市民サービスに大きな影響を及ぼす恐れがあります。

そのため、コロナ禍における市民生活への影響に十分配慮しながら、持続可能な行財政運営を行っていくため、行財政改革推進計画を策定し、行財政運営の効率化や選択と集中による事務事業の見直し等の取組を計画的に推進することとします。

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5箇年を計画期間とします。

川越市行財政改革推進計画の計画期間
令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

(3) 計画目標

本計画の目標については、選択と集中による経常経費の削減等に取り組むとともに、財政調整基金に頼らない財政構造の確立を目指すため、経常収支比率と財政調整基金の年度末残高について、数値目標を設定します。

【令和 7 年度の目標】

経常収支比率 95%以下を目標値とする

【現状】 99.8%（令和元年度） ➡ 【目標】 95%以下（令和 7 年度）

- 財政構造の弾力性を確保するため、近年の経常収支比率の大幅上昇を踏まえ、5 年前水準の 95%を目安に目標値として設定します。その上で、第四次川越市総合計画後期基本計画における令和 7 年度目標値である 90%についても目指すべき数値とします。
- 経常収支比率の改善には、経常経費充当一般財源額の削減が必要で、本市では 1 ポイントの改善に約 6.5 億円の削減を要します。これは計算上、分母となる経常一般財源総額を 650 億円（平成 27 年度から令和元年度までの平均額）とした場合です。仮に経常一般財源総額を 650 億円に固定すると、削減すべき経常経費の額は、95%目標で 31.2 億円、90%目標で 63.7 億円になります。

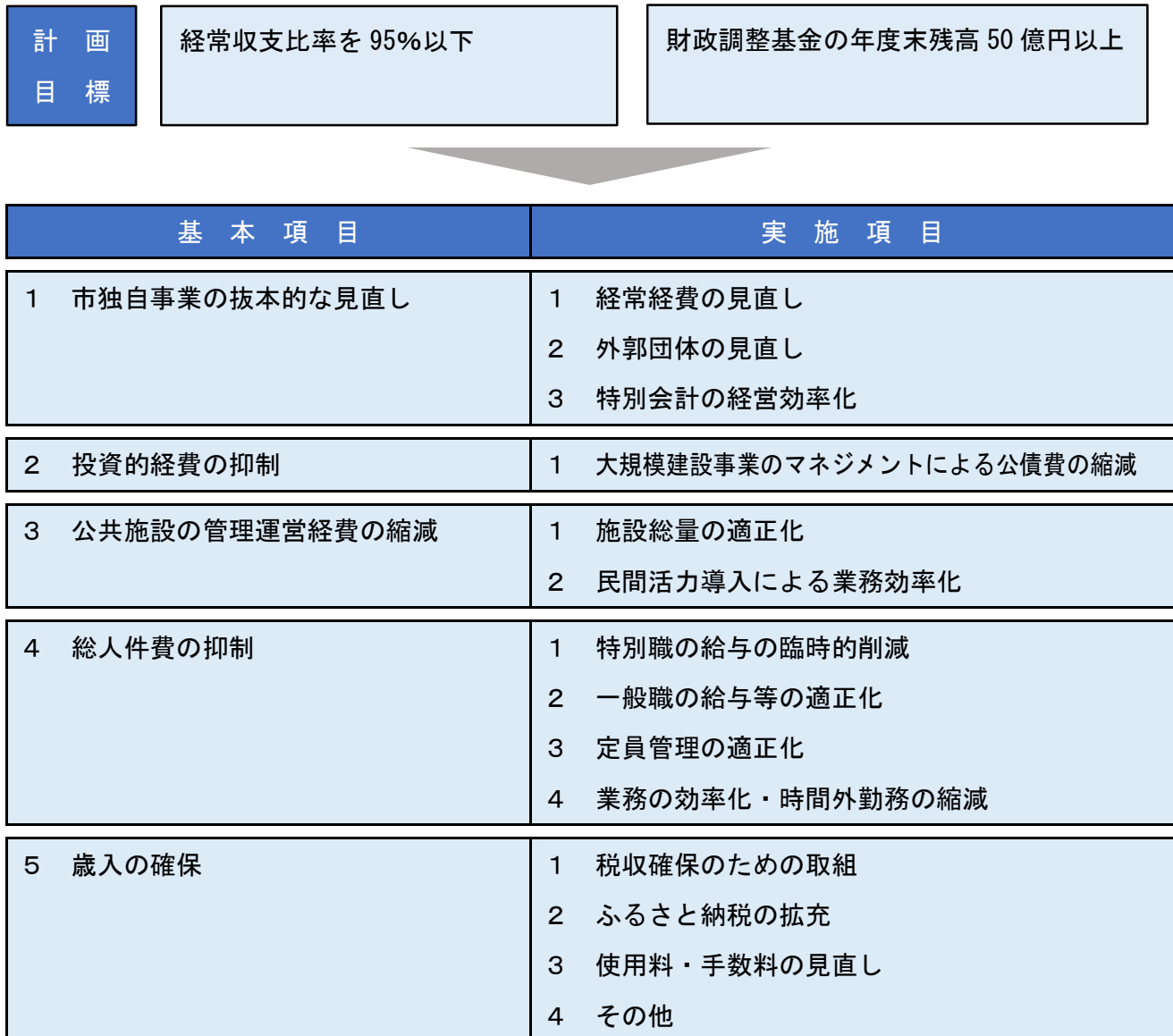
財政調整基金の年度末残高 50 億円以上を確保する

【現状】 約 27 億円（令和元年度末） ➡ 【目標】 50 億円以上（令和 7 年度末）

- 他市に比べ低水準となっている財政調整基金残高について、災害などの不測の事態に備えるため、計画期間が終了する令和 7 年度末時点で 50 億円以上を確保することを目指します。

（4）基本項目及び実施項目等の体系

計画目標の達成に向けて、経常収支比率の削減や歳入の確保に取り組む必要があることから、5つの基本項目の下に実施項目を設けます。

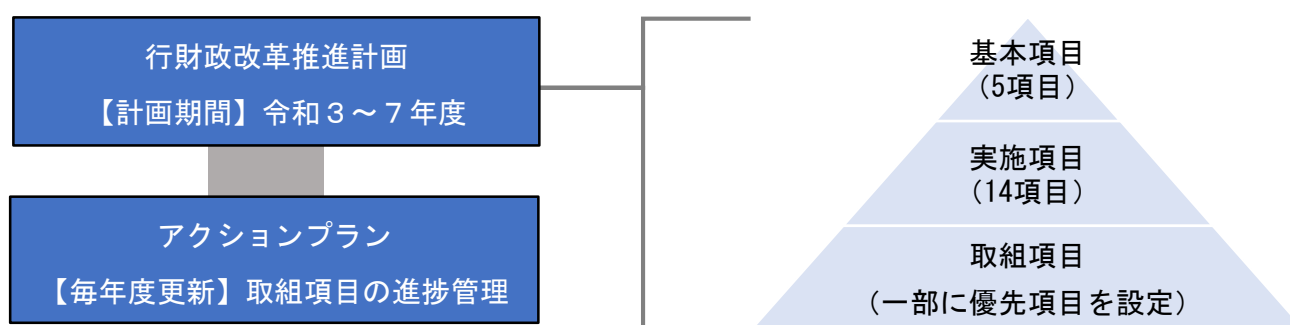


(5) 計画の構成と進捗管理

行財政改革推進計画では、基本項目及び実施項目の下に取組項目を設け、具体的な取組内容を決定します。また、計画の実効性を確保するためのアクションプランを策定し、これを毎年度更新することで、進捗管理を行うこととします。

なお、取組項目では、計画目標の成果を早期に発現させるため、優先的に取り組む項目も設定します。

■計画構成



4 行財政改革推進計画

本計画では、基本項目及び実施項目の下に 20 の取組項目を掲げて推進します。取組項目の一部には、効果を早期に発現させるものとして、優先的に取り組む項目を設定します。

基本項目	実施項目	取組項目
1 市独自事業の抜本的な見直し	1 経常経費の見直し	1 市単独事業等を中心とした事務事業の見直し【優先】
		2 公共施設等敷地の有償借地の縮減
	2 外郭団体の見直し	3 外郭団体の経営改革の推進
	3 特別会計の経営効率化	4 特別会計の経営効率化【優先】
2 投資的経費の抑制	1 大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減	5 大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減【優先】
3 公共施設の管理運営経費の縮減	1 施設総量の適正化	6 公共施設の再編の推進
	2 民間活力導入による業務効率化	7 公共施設の民間活力導入の推進
4 総人件費の抑制	1 特別職の給与の臨時的削減	8 特別職の給与の臨時的削減【優先】
	2 一般職の給与等の適正化	9 給与制度の見直し
	3 定員管理の適正化	10 定員管理の適正化の推進
	4 業務の効率化・時間外勤務の縮減	1（再掲）市単独事業等を中心とした事務事業の見直し【優先】
		11 デジタル技術活用による業務効率化
5 歳入の確保	1 税収確保のための取組	12 収入率の向上【優先】
		13 企業誘致の推進
	2 ふるさと納税の拡充	14 ふるさと納税の拡充【優先】
		15 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の推進
	3 使用料・手数料の見直し	16 使用料・手数料の見直し
	4 その他	17 広報川越など広告収入の確保【優先】
		18 積立基金の有効活用【優先】
		19 市有財産の利活用の推進
		20 新たな歳入確保策の検討・取組

基本項目 1 市独自事業の抜本的な見直し

実施項目 1 経常経費の見直し

●取組項目 1 市単独事業等を中心とした事務事業の見直し【優先】

市単独事業等を中心とした事務事業全般について、事業の必要性、有効性、効率性などの観点から検証するなど、抜本的な見直しを図ります。一定の規模の事業などは、計画策定後に作成するアクションプランの中で検証及び進捗管理をしていく予定です。

○市単独事業等

見直しの中心となる市単独事業等は、市の一般財源により行う事業、国・県支出金その他特定財源があっても、市の裁量で行う部分がある事業や、他団体等への補助事業を指します（主に P8 の③の自治事務が該当し、生活保護や児童手当など、市の裁量によらない事業は除きます）。

○見直しの視点

他市と比較した支出水準、支出の伸び、事業の必要性、有効性、効率性等の観点や、普通交付税などを含めた財源の観点などから見直しを検討します。

●取組項目 2 公共施設等敷地の有償借地の縮減

公共施設等敷地における有償借地について、財政的視点から経済性等を検証した上で縮減を目指します。

実施項目 2 外郭団体の見直し

●取組項目 3 外郭団体の経営改革の推進

市の外郭団体について、それぞれの団体に応じた自主的かつ自立的な経営を推進します。

実施項目 3 特別会計の経営効率化

●取組項目 4 特別会計の経営効率化【優先】

一般会計における繰出金の抑制を図るため、特別会計の自立した経営を推進します。

基本項目 2 投資的経費の抑制

実施項目 1 大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減

●取組項目 5 大規模建設事業のマネジメントによる公債費の縮減【優先】

計画期間中の市債発行額を管理しながら大規模建設事業を計画的に進めることで、後年度の公債費の縮減を図ります。

基本項目 3 公共施設の管理運営経費の縮減

実施項目 1 施設総量の適正化

●取組項目 6 公共施設の再編の推進

公共施設の集約化や複合化を検討し、再編に向けた取組を推進します。

実施項目 2 民間活力導入による業務効率化

●取組項目 7 公共施設の民間活力導入の推進

公共施設への指定管理者制度等の民間活力の導入を推進し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。

基本項目 4 総人件費の抑制

実施項目 1 特別職の給与の臨時的削減

●取組項目 8 特別職の給与の臨時的削減【優先】

行財政改革の推進に係る取組に先立ち、特別職の給料の臨時的削減を行います（令和 3 年 7 月から令和 5 年 6 月まで）。

実施項目 2 一般職の給与等の適正化

●取組項目 9 給与制度の見直し

国、埼玉県及び他団体との比較をし、均衡を失っていると認められる事項については見直しを図ります。

実施項目 3 定員管理の適正化

●取組項目 10 定員管理の適正化の推進

事務事業の民間委託化や業務の効率化を推進するとともに、行政課題に的確に対応した定員管理及び組織体制の整備を推進します。

実施項目 4 業務の効率化・時間外勤務の縮減

●取組項目 1（再掲）市単独事業等を中心とした事務事業の見直し【優先】

事務事業の見直しにあたっては、事務の実施水準や実施手法の見直しなどにより、業務の効率化を図ります。

●取組項目 11 デジタル技術活用による業務効率化

R P A や A I 等のデジタル技術の活用やキャッシュレス決済の対応などを推進することで業務の効率化を図ります。

基本項目 5 歳入の確保

実施項目 1 税収確保のための取組

●取組項目 1 2 収入率の向上【優先】

収納業務に係る体制を強化することにより収入率の向上を図ります。

●取組項目 1 3 企業誘致の推進

雇用創出効果の観点から企業の誘致を推進します。

実施項目 2 ふるさと納税の拡充

●取組項目 1 4 ふるさと納税の拡充【優先】

事業の実施に必要な財源の確保とともに、本市への来訪のきっかけづくりや地域産業の振興を図るため、寄附を募集する事業や返礼品の拡充により、ふるさと納税における寄附額の増額を図ります。

●取組項目 1 5 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の推進

企業版ふるさと納税を推進するため対象事業の PR などを行います。

実施項目 3 使用料・手数料の見直し

●取組項目 1 6 使用料・手数料の見直し

受益者負担の適正化を図るため、現状を検証した上で使用料・手数料を見直します。

実施項目 4 その他

●取組項目 1 7 広報川越など広告収入の確保【優先】

広報川越や市ホームページにおける広告収入を確保します。

●取組項目 1 8 積立基金の有効活用【優先】

積立基金を効果的に活用するため、運用可能額に応じた債券運用に取り組むなど、積立基金の有効活用に努めます。

●取組項目 1 9 市有財産の利活用の推進

売却、貸付、その他さまざまな手法により未利用地の活用を推進します。

●取組項目 2 0 新たな歳入確保策の検討・取組

新たな歳入確保策について検討します。

巻末参考資料

① 財政用語（５０音順）について

●一般会計（いっばんかいけい）

地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計です。その範囲には、行政を運営するための基本的な経費が含まれます。

●一般財源（いっばんざいげん）

使途に制限のない財源で、どのような経費にも使用することができるものです。地方税、地方交付税、地方譲与税などが代表的なものです。

●基金（ききん）

特定の目的のために、条例などによって維持され、積立てられる資金や財産のことです。

●基準財政収入額（きじゅんざいせいしゅうにゅうがく）

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するもので、次の算式により算出されます。

$$\text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方道路譲与税等}$$

●基準財政需要額（きじゅんざいせいじゅようがく）

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、または施設を維持するための財政需要を算定するものであり、行政項目ごとに、次の算式により算出されます。

$$\begin{array}{ccccc} \text{測定単位} & & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{(測定単位 1 当たり費用)} & & & \text{(人口面積等)} & & \text{(寒冷地補正等)} \end{array}$$

●義務的経費（ぎむてきけいひ）

歳出のうち、支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことです。「人件費」、「扶助費」、「公債費」がこれにあたります。

●繰入金（くりいれきん）

一般会計、特別会計及び基金との間で、相互に資金運用するものです。他の会計等から資金が移される場合を「繰入」、移す場合を「繰出」といいます。

●繰出金（くりだしきん）

性質別分類のひとつで、異なる会計相互間において支出される経費のことです。

●経常一般財源（けいじょういっばんざいげん）

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず、どの経費にも使用できる収入のことです。

●経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

財政構造の弾力性を判断する指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される経常一般財源が、人件費・扶助費・公債費などの毎年度経常的に支出される経常的経費にどの程度充当されているかの割合を示すものです。この数値が高まると財政構造が弾力性を失い、市独自の施策を実施する財源が少なくなることを表します。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源額}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$

●県支出金（けんししゅつきん）

県が市に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川などの整備に対する補助金、災害復旧や生活保護への負担金などがあります。

●公債費（こうさいひ）

地方公共団体が発行した地方債（長期の借入金）の元金の返済や利子の支払いなどに要する経費です。

●国庫支出金（こっこししゅつきん）

国が市に対して支出する負担金、補助金、委託金の総称のことです。道路や河川などの整備に対する補助金、災害復旧や生活保護への負担金などがあります。

●財政調整基金（ざいせいちょうせいききん）

年度間の財政需要の変動に備えて設置された基金であり、財源に余裕のある年度に積み立てておき、主に災害などやむを得ない理由で財源不足が生じた際に活用します。

●市債（しさい）・地方債（ちほうさい）

単年度に多額の財源を必要とする社会資本整備や災害復旧事業などのために、地方公共団体が政府や銀行から会計年度を超えて借り入れる借入金のことです。長期の借入れを行うことで、世代間負担の公平を図ることを可能にしています。

●指定管理料（していかりりょう）

行政から指定管理者（地方公共団体の指定により、公の施設の管理運営を行う法人その他の団体）に支払われる管理・運営に係る委託費のことです。

●実質収支（じっしつしゅうし）

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額のことです。一般的に「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

●実質単年度収支（じっしつたんねんどしゅうし）

財政調整基金への積立や取崩し等の要素を除いた会計年度内の実質的な収支を表したもので、この数値が赤字の場合は市の貯金が減っていることを意味します。

●人件費（じんけんひ）

職員に支給される給与、退職手当のほか、市長や市議会議員などの特別職に支給される給与などの経費をいいます。令和2年度から導入された会計年度任用職員に支給される給与なども含まれます。

●性質別分類（せいしつべつぶんるい）

歳出の経済的性質による分類のことです。「義務的経費」としては、人件費、扶助費、公債費、「投資的経費」としては、普通建設事業費、災害復旧事業費などがあり、そのほか、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金及び前年度繰上充用金、予備費に分類されます。

●地方交付税（ちほうこうふぜい）

国税の一定割合を各地方公共団体に使途の制限のない一般財源として交付するものです。地方交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額を基本として交付されます。

●地方消費税交付金（ちほうしょうひぜいこうふきん）

地方消費税の一部を財源として、県が人口及び従業者数で按分し、市に対して交付するものです。

●地方譲与税（ちほうじょうよぜい）

国税として徴収したものを、そのまま市に対して譲与するものです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税などがあります。

●地方税（ちほうぜい）

地方税法や条例により市が徴収する税であり、市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。

●投資的経費（とうしてきけいひ）

道路、橋りょう、公園、学校などの建設等、社会資本の整備（普通建設事業費）や災害復旧に要する経費です。

●特定財源（とくていざいげん）

使途が特定されている財源で、国庫支出金、県支出金、地方債、使用料、手数料、分担金、負担金、使途が指定されている寄附金などです。

●特別会計（とくべつかいけい）

会計区分のひとつで、特定の収入、特定の支出を一般会計と切り離して独立して行われる会計のことです。国民健康保険、介護保険などがこれに相当します。

●扶助費（ふじょひ）

社会保障制度の一環として被扶助者に対してその生活を維持するために支給される費用です。生活保護法、児童福祉法等に基づくもののほか、地方公共団体単独の施策として行う法定外支出も含まれます。

●普通会計（ふつうかいけい）

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているなどのため、財政比較や統一的な把握が困難であることから、地方財政統計上、便宜的に用いられる会計区分です。

なお、川越市では、一般会計に母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計と歯科診療事業特別会計を加えたものが普通会計の範囲となっています。

●物件費（ぶっけんひ）

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。

●補助費等（ほじょひとう）

他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法の規定に基づく繰出金も含まれます。

●目的別分類（もくてきべつぶんるい）

歳出の行政目的に着目した分類のことです。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費等に大別することができます。

●留保財源（りゅうほざいげん）

標準的な税収の原則 75%は基準財政収入額に算定（普通交付税の減要素）されますが、算入されない残りの原則 25%のことを留保財源といいます。税収の全額を基準財政収入額に算入しないことで、地方団体の自立性や独立性を保障し、自主財源である地方税の税源涵養を促すしくみとなっています。

●臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）

平成 13 年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補てんするために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行する特例地方債のことです。後年度の償還費については全額地方交付税の算定に算入されます。

川越市行財政改革推進計画

令和3年10月

発行 川越市 行政改革推進課／財政課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

電話 049-224-8811（代表）

Fax 049-225-2895
